

花押を書くことは民法 968 条 1 項の押印の要件を満たさないとした事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 6 月 3 日

【事件番号】 平成 27 年（受）第 118 号

【事件名】 遺言書真正確認等（第 1 事件）、求償金等請求事件（第 2 事件）

【裁判結果】 破棄差戻し

【参照法令】 民法 968 条 1 項

【掲載誌】 裁時 1653 号 2 頁

LEX/DB 文献番号 25447990

事実の概要

亡 A（大正 7 年生）は、昭和 19 年 9 月 25 日に B と婚姻した。A は琉球国の三司官を多数輩出した名門である a 家の第 20 代当主であった。Y₁・Y₂（第 1 事件被告・第 2 事件原告、控訴人、上诉人）及び X（第 1 事件原告・第 2 事件被告、被控訴人、被上诉人）は、いずれも A の子である。

A は、平成 15 年 5 月 6 日付で、本件遺言書を作成した。本件遺言書は、A が、「家督及び財産は X を家督相続人として a 家を継承させる。」という記載を含む全文、上記日付及び氏名を自書し、「a 家十八世二十代家督相続人 A」とされた上、その名下にいわゆる花押を書いたものであるが、印章による押印がなかった。A は、平成 15 年 7 月 12 日、死亡した。A は、その死亡時に、本件土地を所有しており、A を所有者とする所有権移転登記がされている。

X は、本件土地について、主的に本件遺言書による遺言によって A から遺贈を受けたと主張し、予備的に A との間で死因贈与契約を締結したと主張して、Y らに対し、所有権に基づき、所有権移転登記手続を求めた。上記のとおり、A は、本件遺言書に、印章による押印をせず、花押を書いていたことから、花押を書くことが民法 968 条 1 項の押印の要件を満たすか否かが争われた。

第一審（那覇地判平 26・3・27）、原審（福岡高那覇支判平 26・10・23）は、およそ次のとおり判断して、本件遺言書による遺言を有効とし、X は本件土地の遺贈を受けたとして、X の請求を認容した。

認印による押印の場合よりも花押を用いる場合の方が偽造をするのが困難であるといえ、花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない。また、花押が文書の作成者・責任者を明らかにするために用いられていた署名や草名が簡略化されたものであり、重要な書面において署名とともに花押を用いることによって、文書の作成の真正を担保する役割を担い、印章としての役割も認められている。そのような花押の一般的な役割に加え、a 家においても重要な文書において花押が用いられていたことや A も契約書等の書面においては署名と印章を用いていたものの、色紙への記載に花押を用いるなどしていたこと、本件遺言書に認められる A の花押の形状等も併せかんがみると、A による花押をもって押印として足りると解したとしても、本件遺言書における A の真意の確保に欠けるとはいえないし、花押が日常的に用いられるものとはいえないことを考慮しても、前記趣旨に反するものとはいえない。したがって、本件遺言書における A の花押は 968 条 1 項の押印の要件を満たす。

これに対して Y らが上告受理申立てをした。

判決の要旨

破棄差戻し。

「花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法 968 条 1 項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。

そして、民法 968 条 1 項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書の

ほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することであると解されるところ（最高裁昭和62年（オ）第1137号平成元年2月16日第一小法廷判決・民集43巻2号45頁参照）、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

民法968条1項は自筆証書遺言の要件として、全文、日付及び氏名の自書とともに、印を押すことを定めている。自書のほかに押印を要するとした趣旨は、本判決が引用する最判平元・2・16（民集43巻2号45頁）（以下「平成元年判決」という。）が示すように、①遺言者の同一性・真意確保機能と②文書完成担保機能にあるとされる。平成元年判決が指印でも押印要件を満たすと判断したのに対して、本判決は、一審及び原審の判断を覆し、②文書完成担保機能という観点から見て、花押を書くことは印章による押印と同視できないと最高裁として初めて明らかにした点に意義がある。

二 押印要件について

1 押印要件については、遺言者の同一性を確保するという点において自書要件と重なるため、古くからその意義に対する批判的見解、さらには、それを不要とする立法論も主張されてきた。

押印要件をもっとも緩和して捉える立場は、押印要件を欠いたとしても必ずしも遺言を無効とはしないと解する。その代表的根拠としては、(i)氏名の自書要件と押印要件の趣旨が重複すること¹⁾、(ii)押印は他人によって容易になされ得ること²⁾、(iii)遺言制度の本旨は、遺言者の意思をできるだけ達成させるべきであること³⁾、(iv)わが国社会生活上における署名のみの通用性（日

常的銀行取引やクレジットカード使用）から見て押印にこだわることは逆行であること⁴⁾、(v)押印は意思表示自体の構成要素ではなく、いわば外在的な補強要素に過ぎないこと⁵⁾、などを挙げることができる。

これに対して、押印要件の緩和傾向に否定的見解もある。これには、今日でも押印を重視する法意識が強い傾向にあることを根拠とするものや⁶⁾、遺言者の最終の真意を確保するために厳格な要式性が法文上定められている以上、目的論的にその要式性を緩和することを問題視するものがある⁷⁾。また、この立場からは、要式を遵守していない遺言を真意によるものと立証して有効にできることになる、真意の証明手段が無限に拡大され、決着のつかない不毛な争いに陥るとの問題性も指摘されている⁸⁾。さらに、遺言の解釈においては、遺言の要式性によって遺言者の意思の内容に関する真正が担保されている点こそが第一義的な要素であり、遺言者の最終意思の尊重といってもおのずから限度があるとの指摘がなされている⁹⁾。

このような押印要件の緩和に消極的な立場は、法制審議会民法（相続関係）部会の議論の中にも見られた。部会では、当初、署名のみで行われる取引（クレジットカード等）の増加や、押印要件を緩和する解釈が最近の判例でもとられていることを根拠に、民法968条1項の押印を不要とする案が示されていた¹⁰⁾。しかしながら、その後の議論の中で、自筆証書遺言の要件緩和の方向に対する懸念が示されたことや、押印が遺言書の下書きと完成品を区別する上で重要な機能を果たしているとの意見¹¹⁾が出されたこともあり、押印を一律に不要とする考え方は採用されなかった¹²⁾。

2 かつての裁判例には、押印を欠いたとしても遺言者の真意と認められる場合には遺言無効とすべきではないとしたものがある（熊本地八代支判昭34・12・8下民集10巻12号2576頁）。また、最高裁も、帰化した白系ロシア人が英文で自書・署名したが押印がなかった遺言書について、欧米には署名・押印の習慣がないなど特段の事情の下ではあるが、押印のない遺言書を有効とした（最判昭49・12・24民集28巻10号2152頁）。しかしながら、このように押印を欠く遺言については、特別な事情のある場合のみに例外的に押印を不要としたものに過ぎないと解されている。むしろ、

押印を全く欠く遺言を無効とした裁判例（東京地判平12・9・19金判1128号61頁）もあるように、押印が完全に欠けている場合にも遺言を有効にする可能性が裁判例で一般化しているとは見ることはできないと解されている¹³⁾。とはいえ、近時の判例が押印要件につき緩和傾向を示してきたことは否定できない。たとえば、本人の依頼により他人が押印した場合でも有効とされ（東京地判昭61・9・26家月39巻4号61頁）、遺言書自体ではなく、遺言書を入れた封筒の封じ目に押印した場合も押印の要件を満たすとされる（最判平6・6・24家月47巻3号60頁）。

3 ところで、押印に使用する印章には法文上何ら制限はなく、実印のほか、三文判等の認印でもよいことにつき特に争いはない。しかも、平成元年判決が指印（拇印）でも足りると判示して以降、判例としても確立している（最判平元・6・20判時1318号47頁、最判平元・6・23判時1318号51頁〔ただし、2人の反対意見がある。〕）。平成元年判決は、指印が①遺言者の同一性・真意確保機能及び②文書完成担保機能のいずれも欠くことはないと判示したのみならず、必要以上に遺言の方式を厳格に解することが、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある点も根拠として挙げている。これに対して、押印要件を厳格に捉える学説の中には、特別方式の遺言（民981条）の存在理由がなくなること等からも印章ではない指印の押印要件を否定する見解がある¹⁴⁾。なお、近時「サイン等のような略号」は押印の要件を欠くとした裁判例がある（東京地判平25・10・24判時2215号118頁）。

三 押印要件としての花押

1 歴史的に見れば、花押は署名の一種であり、戦国時代以降、文書の増加に伴い花押を書くことを簡略化するために印章が広く利用されるようになったとされる¹⁵⁾。また、今日でも、閣議書に閣僚の意思を表わす花押を毛筆で書くことが内閣制度創始以来の慣習になっている¹⁶⁾。なお、刑事法に関してではあるが、旧刑事訴訟法（明治23年11月1日施行）20条に定めのある「捺印」をめぐって、大判明32・5・16（刑録5輯5巻49頁）は、「花押ハ我国従来慣用シ来リタル一種ノ印ナレハ判事ノ名下ニ花押アル以上ハ捺印ナシト云フヘカ

ラス」とし、花押を「一種ノ印」とした上で、捺印と花押を同視し得ると判示している。また、旧刑事訴訟法（大正13年1月1日施行）74条1項でも、捺印できないときは、「花押又ハ拇印スヘシ」と定め、かつては花押と拇印が法文上、捺印の代替として認められていた。

2 自筆証書遺言の押印要件として花押が争点となった公判裁判例は見当たらない。しかしながら、花押が押印要件として認められるかにつき、学説上では、拇印（指印）との関係も含め、次のような見解が示されてきた。すなわち、①拇印及び花押をとともに否定する説¹⁷⁾、②拇印は肯定しつつも花押は否定する説¹⁸⁾、③拇印も花押も肯定する説¹⁹⁾である²⁰⁾。①説の根拠として、押印というには「印影ノ捺捺ヲ要スル」ことが挙げられている²¹⁾。②説で挙げた文献では、特に明確な根拠は述べられていない。③説の根拠としては、認印等よりもはるかに本人の個性を示し得る花押を除外するのは合理的ではなく、しいて無効とする必要はないとの説明のほか²²⁾、要件緩和の要請や、花押及び拇印が古くからわが国の慣行上印鑑ないしはそれと同様の役割を果たしてきていることも挙げられている²³⁾。

以上のように、学説上は③説が有力であったと評価することができるが²⁴⁾、最高裁は本判決及び平成元年判決によって、②説の立場を示したことになる。

四 本判決の評価

本判決は、平成元年判決が示した判断枠組みを踏襲し、押印要件を満たすというためには押印を要するとした趣旨、すなわち、①遺言者の同一性・真意確保機能と②文書完成担保機能のいずれを欠いてもならないことをより明確に示したものである。また、原審がa家でも重要な文書では花押が用いられていたことやAの生前の花押の利用状況も併せて考慮していたのに対して、本判決では、遺言者の状況等を問わず、わが国の慣行ないし法意識のみを②文書完成担保機能の判断要素とした点も重要である²⁵⁾。

このような判断基準は、遺言者の真意をめぐる不毛な争いを回避するという点では一定の意義があり、相続法改正の議論の中にも見られた押印要件を厳格に捉える立場とも整合的である。そして、

このような本判決の態度は、平成元年判決が指印を押印要件として肯定した根拠の一つとして、「必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある」ことを挙げていたのとは対照的である。もっとも、本判決は破棄差戻し後、Xの予備的主張である死因贈与契約の成否について審理するよう命じている。すでに、死因贈与の方式については遺贈に関する規定を準用しないとの判例があり（最判昭32・5・21民集11巻5号732頁）、押印要件を欠き自筆証書遺言としては無効であるが、死因贈与契約として有効とした裁判例も存在する（水戸家審昭53・12・22家月31巻9号50頁）。このように考えると、本判決は、遺言の押印要件を緩和する傾向に歯止めをかけ、方式違反の遺言は無効とした上で、無効行為の転換法理により、遺言者の意思を遺言制度の枠外で実質的に実現する方向性を示唆したものである。

ところで、本判決は「我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い」ことを理由に花押の押印要件を否定した。しかしながら、前述の花押に関する学説③説の根拠や、今日でも閑議書類で花押が書かれている状況等に鑑みると、花押に文書を完成させるという慣行ないし法意識が「存するものとは認め難い」とまではたして言い切れるのか、その判断は難しく、原審が花押には「印章としての役割も認められている」と判断したことにも一定の理由があったようにも思われる。押印について、平成元年判決が印章ではない指印でも足りると判示し、例外的事案とはいえ、昭和49年判決では本人の事情をさまざまに考慮した上でサインのみが書かれた遺言も有効として認めてきた中、本件は押印要件が否定される限界的事例の一つを示したものであるとことができ、今後の参考とならう。

●—注

- 1) 柚木馨『判例相続法論』(有斐閣、1953年)323頁。
- 2) 近藤英吉『判例遺言法』(有斐閣、1938年)48頁。
- 3) 谷口知平「判批」民商73巻3号(1975年)109頁。
- 4) 中川善之助編『注釈民法(26)』(有斐閣、1973年)72頁[久貴忠彦]。
- 5) 伊藤昌司「判批」判タ667号(1988年)68頁。
- 6) 加藤永一『叢書民法総合判例研究(57)遺言』(一粒社、1987年)16頁。

- 7) 和田于一『遺言法』(精興社書店、1938年)66頁、滝沢幸代「判批」法協93巻5号(1976年)211頁、中川善之助=泉久雄『相続法〔第4版〕』(有斐閣、2000年)520頁、野村豊弘「判批」セレクト1989(法教113号別冊付録)26頁。
- 8) 水野紀子「判批」法教109号(1989年)105頁。
- 9) 潮見佳男『相続法〔第5版〕』(弘文堂、2014年)219頁。
- 10) 法制審議会民法(相続関係)部会「部会資料5」5頁。
- 11) 「法制審議会民法(相続関係)部会第5回会議事録」26頁[増田委員発言]。
- 12) 法制審議会民法(相続関係)部会「部会資料9」8頁。ただし、加除訂正の方式については変更箇所「署名及び押印」が必要とされている点を改め、署名のみで足りるものとする案が示されている(「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」の「第3の1(2)」)。
- 13) 青竹美佳「判批」金商1486号(2016年)121頁。
- 14) 牧野菊之助『日本相続法論』(巖松堂書店、1909年)428頁、柳川勝二『日本相続法注釈(下巻)』(巖松堂書店、1920年)328頁、最判平元・6・23の香川保一裁判官と島谷六郎裁判官の反対意見、中川高男「母印による遺言の有効性」ひろば42巻8号(1989年)61頁、落合福司「判批」帯広大谷短期大学紀要27号(1990年)128~129頁。
- 15) 石井良助「花押と家印」法セ75号(1962年)24~25頁。
- 16) 首相官邸ホームページ「内閣制度と歴代内閣」(<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/1-2-5.html>(2016年10月1日閲覧))、林修三「はんこの法律学(続)」法セ80号(1962年)41頁。
- 17) 牧野・前掲注14)428頁、柳川・前掲注14)328頁。
- 18) 和田・前掲注7)66頁、中川善之助代表『注解相続法』(法文社、1951年)295頁[小山或男、佐藤隆夫「遺言の方式」『家族法大系VII』(有斐閣、1960年)167頁]。
- 19) 中川善之助編『註釈相続法(下)』(有斐閣、1955年)41頁[青山道夫]、中川=泉・前掲注7)520頁、久貴忠彦「自筆証書遺言の方式をめぐる諸問題」『現代家族法大系5』(有斐閣、1979年)234頁。
- 20) 中川善之助=加藤永一編『新版注釈民法(28)〔補訂版〕』(有斐閣、2002年)102頁[久貴忠彦]を参照した。
- 21) 牧野・前掲注14)428頁。
- 22) 中川善之助編・前掲注19)41頁[青山]、中川=泉・前掲注7)520頁。
- 23) 久貴・前掲注19)234頁。
- 24) 中川=加藤編・前掲注20)103頁[久貴]。
- 25) 岩藤美智子「判批」法教433号(2016年)155頁参照。

金沢大学教授 合田篤子